

お身体の不自由な方へ

西京銀行では、すべてのお客さまに安心してご利用いただけるよう、さまざまな取り組みを実施しています。

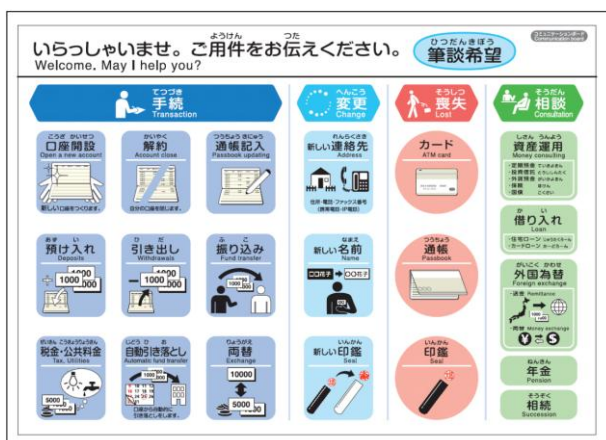
■ 「耳マーク表示板」の設置

聴覚障がいのある方に対して、筆談等での対応が可能であることを示す「耳マーク表示板」を全支店に設置しています。



■ 「コミュニケーションボード」の設置

ボードの文字や図を指し示すことで、円滑に意思疎通を図ることができる「コミュニケーションボード」を、全支店に配備しています。



■ 電話リレーサービス

- ・ 「電話リレーサービス」とは、聴覚や発話に困難のある人(きこえない人)と、きこえる人(聴覚障がい者等以外の人)との会話を通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」を 通訳することにより、電話で即時双方向につながる ことができるもので、法律に基づく公共インフラとしてのサービスです。
- ・ 聴覚や発話に困難のある方が、運営会社である「一般財団法人日本財団電話リレーサービス」のホームページにて、事前に利用登録する必要があります。
- ・ サービスの詳しい内容につきましては、[「総務省」](#)、[「一般財団法人日本財団電話リレーサービス」](#)の各ホームページをご確認ください。

【電話リレーサービスで対応可能なお問い合わせ】

- ・ 通帳・キャッシュカード等の盗難・紛失に関するお問い合わせ
 - ・ 当行の商品、サービスに関する一般的なお問い合わせ
- [お問い合わせ先はこちら](#)

■ 代筆、代読について

- ・ お客さまの意思確認が十分に行うことができ、身体的な障がいにより書類への記入が困難な場合は、複数名の行員が立ち会い、配偶者などのご親族または同行者からの代筆をお受けします。
- ・ 視覚障がいのあるお客さまから代読のご依頼があった場合は、複数名の行員が立ち会い、申込書等の書類を読み上げ、内容をご説明します。